

濃厚接触者待機期間短縮について

※濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

報道等でもあるように、陽性者とともに生活する同居者の待機期間が（7月22日より）短縮となりました。

については要件等をご確認いただき、当てはまるようであれば登校が可能ですので、ご確認をお願いします。

検査陽性者の濃厚接触者であって、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、次のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

- ・当該検査陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）
又は
- ・住居内で感染対策を講じた日（家庭内でのマスク着用、物資の共用を避ける等）

ただし、自宅療養期間中に別の家族が発症した場合は、改めてその発症日が0日目となります。

上記のいずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。

なお、詳細については 京都府のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>